

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示される～社会福祉法人定款例（案）が一部変更されて明示～…………… 1

「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示される ～社会福祉法人定款例（案）が一部変更されて明示～

平成 28 年 10 月 28 日、改正社会福祉法の施行に伴う「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正案が示され、パブリックコメントの受付が開始されました。

改正通知は、パブリックコメントの締切 11 月 6 日以降、政省令の公布とあわせて発出される予定です。

改正案には、「社会福祉法人定款例」が含まれています。これは、6 月 20 日付の事務連絡で示された「社会福祉法人定款例（案）」（本ニュースNo.16-21 で既報）について、一部変更がなされたほか、記載事項の種類*（必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項）が明示されています。

*社会福祉法人定款例 記載事項の種類

- 必要的記載事項 → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項 → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

今後は、11 月 28 日に厚生労働省で所轄庁の担当者を集めた全国会議が開催され、各地で周知が図られる予定です。

改正案の全文は別添の通り、概要（全保協事務局で抜粋）は以下枠内の通りです。

「社会福祉法人の認可について（通知）」の一部改正案（概要）【抜粋】

主な改正の内容

- (1) 局長通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」について、改正法及び関係政省令の内容

に応じた所要の見直しのほか、次のとおり改正するもの。

① 基本財産以外の資産の管理運用の特例について

一定の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能とするもの。

② 役員等について

役員等（評議員又は役員）について、以下の事項を追加するもの。

- ・ 所轄庁退職者の再就職については、法人の自主性を尊重し、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ・ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

③ 専門家の活用の促進について

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと。

④ 所轄庁への届出様式について

計算書類、財産目録及び附則明細書（改正省令第1条による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「新規則」という。）第10条の2第3号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（改正法第2条による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条第1項第4号）のうち新規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。

また、届出様式については、後日、別途通知する。

（2）局長通知別紙2「社会福祉法人定款準則」について、社会福祉法人定款例として位置付けるとともに、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

（3）課長通知別紙「社会福祉法人審査要領」について、改正法及び関係政省令の内容に応じた所要の見直しを行うもの。

パブリックコメントの内容は、以下に記載の URL からご覧いただけます。

【e-Gov】「社会福祉法人の認可について（通知）」の一部改正に対する意見の募集について

○<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160239&Mode=0>